

認定住宅新築等特別税額控除を受ける方の記載例

給与所得について年末調整を受けた方で、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合

【第一表】

※ この記載例の申告書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

手順1
7ページ
参照

〇〇 税務署長 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A FA0113

30年 2月 16日

個人番号	XXXXXXXXXXXXXX
住所 (又は居所)	XXX-XXXX 〇〇市△△町X-X X-X
フリガナ	コクセ イ タロウ
氏名	国税 太郎
性別	男
世帯主の氏名	国税 太郎
世帯主との続柄	本人
生年月日	3 49 11 16
電話番号	XX-XXXX-XXXX

マイナンバー
(個人番号)を
記入する必要
があります。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

手順2
8ページ
参照

収入金額等	給与	7140000	課税される所得金額 (21)	2636000
	公的年金等 (2)		上の(2)に対する税額 (22)	166100
	その他 (3)		配当控除 (23)	
	配当一時 (4)		特定増改築等 (24)	
	合計 (5)	5226000	政党等寄附金等特別控除 (25)	
所得金額	給与 (1)	5226000	住宅新築等特別税額控除 (26)	166100
	雑 (2)		定率所得控除 (27)	0
	配当 (3)		災害減免額 (33)	
	一時 (4)		再索引所得税額 (基準所得控除) (24)	0
	合計 (5)	5226000	復興特別所得税額 (25)	0
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 (6)		所得税及び復興特別所得税の額 (26 + 25)	0
	小規模企業共済等掛金控除 (7)		外国税額控除 (37)	
	生命保険料控除 (8)		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (38)	169500
	地震保険料控除 (9)		所得税及び復興特別所得税の納める税金 (39)	0
	寡婦、寡夫控除 (10)	0000	申告納税額 (40)	169500
	勤労学生、障害者控除 (11)	0000	配当者の合計所得金額 (41)	
	配偶者(特別)控除 (12)	0000	納税額(納付済)の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (42)	
	扶養控除 (14)	0000	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (43)	
	基礎控除 (15)	0000	申告期限までに納付する金額 (44)	0
	(6)から(15)までの計 (16)	2589196	延納届出額 (45)	0
	雑損控除 (17)			
	医療費控除 (18)			
	寄附金控除 (19)			
	合計 (10)+(17)+(18)+(19) (20)	2589196		

手順4
22ページ
参照

手順4
20ページ
参照

手順3
11ページ
参照

手順5
24ページ
参照

該当する事項
がある方のみ
記入します。

手順5
24ページ
参照

還付される税金
がある方のみ
記入します。

- 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを参照してください。
- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

【第二表】

(取得した認定住宅に関する事項)
 居住開始年月日 平成 29 年 9 月 30 日
 家屋の総床面積 90 m²
 居住用部分の床面積 90 m²

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

手順1
7ページ
参照

手順2
8ページ
参照

手順4
23ページ
参照

手順6
25ページ
参照

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 ○○市△△町X-X-X-X
 フリガナ コクセイ タロウ
 氏名 国税 太郎

所得の種類	項目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別税
給与	〇〇産業株式会社 〇〇支店 Y-I-X	7,140,000	169,500
所得税及び復興特別税の合計			169,500

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

○ 住民税に関する事項

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
国税 二郎	子	平21・6・1	
未納の扶養親族の氏名	続柄	生年月日	住所

給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択) 給与から差引き 自分で納付

配当に関する住民税の特例

非居住者の特例

配当割額控除額

寄附金税額控除 市区町村 寄附金 市区町村 寄附金

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所

管理番号 FA0067

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	⑦ 損金の種類	支払掛金
			小規模企業共済等掛金控除	
	合計		合計	
⑧ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	介護医療保険料の計			
⑨ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	

○ 配偶者・扶養親族に関する事項

⑩ 配偶者の氏名 生年月日 配偶者控除 配偶者特別控除
 明・大 昭・平

⑪ 扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額
 明・大 昭・平 万円

⑫ 扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額
 明・大 昭・平 万円

⑬ 扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額
 明・大 昭・平 万円

⑭ 扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額
 明・大 昭・平 万円

⑭ 扶養親族の合計 万円

⑮ 雑損控除 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など

⑯ 医療費控除 支払医療費等 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額

⑰ 寄附金控除 寄附先の所在地・名称 寄附金

○ 特例適用条文等

控除対象配偶者や扶養親族などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。
 なお、還付申告の方で、申告する所得が年末調整を受けた給与所得のみの場合で、配偶者（特別）控除や扶養控除に異動がないときは、第二表の⑫～⑭欄のマイナンバー（個人番号）の記入を省略できます。

(参考) 給与所得の源泉徴収票

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所又は居所 〇〇市△△町×-××-×	(受給者番号)																																																														
		(役職名)																																																														
		氏名 (フリガナ) コクゼイ タロウ																																																														
		名 国税 太郎																																																														
種別	支払金額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額																																																						
給与・賞与	円	千	円	円	千	円	円	千	円	円	千	円																																																				
	7	140	000	5	226	000	2	589	196		169	500																																																				
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数																																																						
	有	無	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額																																																				
有	無	千	円	人	人	人	人	人	人	人	人	人																																																				
○				1				1																																																								
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額																																																							
円	千	円	円	千	円	円	千	円	円	千	円	円																																																				
	1,073	196	105	000	21	000																																																										
(摘要)																																																																
<table border="1"> <tr> <td>生命保険料の金額の内訳</td> <td>新生命保険料の金額</td> <td>円</td> <td>旧生命保険料の金額</td> <td>円</td> <td>介護医療保険料の金額</td> <td>円</td> <td>新個人年金保険料の金額</td> <td>円</td> <td>旧個人年金保険料の金額</td> <td>円</td> <td>旧長期損害保険料の金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25,000</td> <td></td> <td>35,000</td> <td></td> <td>90,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>													生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円		25,000		35,000		90,000					25,000																												
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円																																																				
	25,000		35,000		90,000					25,000																																																						
<table border="1"> <tr> <td>住宅借入金等特別控除の額の範囲内</td> <td>住宅借入金等特別控除の金額</td> <td>円</td> <td>住宅借入金等特別控除の期間</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>住宅借入金等特別控除区分(1回目)</td> <td>円</td> <td>住宅借入金等特別控除区分(2回目)</td> <td>円</td> <td>住宅借入金等特別控除区分(3回目)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>													住宅借入金等特別控除の額の範囲内	住宅借入金等特別控除の金額	円	住宅借入金等特別控除の期間	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	円	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	円	住宅借入金等特別控除区分(3回目)	円																																							
住宅借入金等特別控除の額の範囲内	住宅借入金等特別控除の金額	円	住宅借入金等特別控除の期間	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	円	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	円	住宅借入金等特別控除区分(3回目)	円																																																				
<table border="1"> <tr> <td>控除対象配偶者</td> <td>(フリガナ) コクゼイ リョウコ</td> <td>氏名</td> <td>国税 良子</td> <td>区分</td> <td>配偶者の合計所得</td> <td>国民年金保険料等の金額</td> <td>旧長期損害保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>控除対象扶養親族</td> <td>(フリガナ) コクゼイ イチロウ</td> <td>氏名</td> <td>国税 一郎</td> <td>区分</td> <td rowspan="4">16歳未満の扶養親族</td> <td>(フリガナ) コクゼイ ジロウ</td> <td>氏名</td> <td>国税 二郎</td> <td>区分</td> <td>(備考)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(フリガナ)</td> <td>氏名</td> <td></td> <td>区分</td> <td></td> <td>(フリガナ)</td> <td>氏名</td> <td></td> <td>区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(フリガナ)</td> <td>氏名</td> <td></td> <td>区分</td> <td></td> <td>(フリガナ)</td> <td>氏名</td> <td></td> <td>区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(フリガナ)</td> <td>氏名</td> <td></td> <td>区分</td> <td></td> <td>(フリガナ)</td> <td>氏名</td> <td></td> <td>区分</td> <td></td> </tr> </table>													控除対象配偶者	(フリガナ) コクゼイ リョウコ	氏名	国税 良子	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額	控除対象扶養親族	(フリガナ) コクゼイ イチロウ	氏名	国税 一郎	区分	16歳未満の扶養親族	(フリガナ) コクゼイ ジロウ	氏名	国税 二郎	区分	(備考)		(フリガナ)	氏名		区分		(フリガナ)	氏名		区分			(フリガナ)	氏名		区分		(フリガナ)	氏名		区分			(フリガナ)	氏名		区分		(フリガナ)	氏名		区分	
控除対象配偶者	(フリガナ) コクゼイ リョウコ	氏名	国税 良子	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額																																																									
控除対象扶養親族	(フリガナ) コクゼイ イチロウ	氏名	国税 一郎	区分	16歳未満の扶養親族	(フリガナ) コクゼイ ジロウ	氏名	国税 二郎	区分	(備考)																																																						
	(フリガナ)	氏名		区分			(フリガナ)	氏名		区分																																																						
	(フリガナ)	氏名		区分			(フリガナ)	氏名		区分																																																						
	(フリガナ)	氏名		区分			(フリガナ)	氏名		区分																																																						
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	本人が障害者	本人が障害者	本人が障害者	本人が障害者	本人が障害者	本人が障害者	本人が障害者	本人が障害者	本人が障害者																																																				
支払者	住所(居所)又は所在地	〇〇区〇〇 ×-×-×																																																														
	氏名又は名称	〇〇産業株式会社																																																														
		(電話) ××-××××-××××																																																														

【ご注意】

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票（原本）」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。

【認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後居住用）】

※ この記載例の明細書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書

（平成26年4月1日以後居住用）

氏名 国税 太郎

（平成29年分）

提出用

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして平成26年4月1日以後に居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。
詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。
なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前居住用）」を使用してください。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ	フリガナ
氏名	氏名

2 認定住宅に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみに記入します。

居住開始年月日	①	平成29年 9月 30日
総床面積	②	90.00 m ²
②のうち居住用部分の床面積	③	90.00
床面積1㎡当たりの標準的な なかり増し費用の額	④	43,800 円
あなたの共有持分 ※ 共有の場合のみ書いてください。	⑤	/

「登記事項証明書」の床面積（区分所有建物の場合は、区分所有部分の床面積）を記します。

3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、③欄のみに記入します。

標準的ななかり増し費用の額 （④ × ②）	⑥	3,942,000 円
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥又は（⑥ × ⑤）	⑦	3,942,000
居住期間合 （③ ÷ ②） ※ 小数点以下第1位まで書きます。	⑧	100.0 %
居住用部分に相当する費用の額 （⑦ × ⑧）	⑨	3,942,000 円
認定住宅限度額	⑩	650万円・500万円
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	3,942,000 円
税額控除限度額 （⑪ × 10%）	⑫	394,200 （100円未満の端数切捨て）
前年から繰り越された控除未済税額控除額 （前年分の計算明細書の⑬の金額）	⑬	

⑧欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

該当する金額を○で囲んでください。
認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額（以下「消費税額等」といいます。）のうち、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等（以下「消費税額等」といいます。）が含まれる場合の認定住宅限度額は、650万円です。それ以外の場合の認定住宅限度額は、500万円です。

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、消費税額等とその消費税額等以外の額（以下「非消費税額等」といいます。）の合計額から成る場合には、裏面の算式で計算した④の金額を⑩欄に転記します。

4 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭	166,100 円
配当控除	⑮	
投資税額等控除	⑯	
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	⑰	
政党等寄附金等特別控除	⑱	
住宅耐震改修特別控除	⑲	
住宅特定改修特別税額控除	⑳	
（⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲－⑳）	㉑	166,100 （赤字のときは0）
認定住宅新築等特別税額控除額 （⑲と㉑のいずれか少ない方の金額又は ⑳と㉑のいずれか少ない方の金額）	㉒	166,100
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 （㉒－㉑） ※ 前年に控除の残額を付した旨の欄は「0」となります。	㉓	228,100

申告書A第一表の「税金の計算」欄の②の金額又は申告書B第一表の「税金の計算」欄の②の金額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「認定住宅」の文字を○で囲み、「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。
住宅耐震改修特別控除又は住宅特定改修特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○ 認定住宅新築等特別税額控除の適用を受けるための手続と必要な書類

認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をしてこの控除を受ける方は、「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後居住用）」で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」欄の「認定住宅」の文字を○で囲み、「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。

また、上記の計算明細書のほか、認定通知書の写しなどの書類を確定申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を参照してください。